

第19回（仮称）箱根町住民自治基本条例策定委員会 会議録

日 時：平成 21 年 2 月 2 日（月） 18：00～20：20
場 所：箱根町役場 分庁舎 第 5 会議室
出席者：策定委員 芝、小川、飯田、川口、小林、清野、 敬称略 村上 箱根町 秋澤、鳥居、吉田 サ-ハ`イリサ-チセソター 一杉

1 挨拶

委員長

4月1日から、皆さんの汗と涙の結晶である箱根町自治基本条例がスタートするので、それに先立ち、本日は、条例のリーフレット等について、ご意見をいただきたい。

また、今後の町民に対する周知については、事務局の方で色々と考えがあると思うので、それについても皆さんからご意見をいただければと思っている。

これまで、多くの時間を費やしてやっとここまでこぎつけた。会議はこれで最終回になると思うので、よろしく願いしたい。

2 条例周知リーフレットについて

委員長

では、議題1「条例周知リーフレット」について事務局から説明をしてもらう。

事務局

まず、表紙の部分になるが「自治基本条例」が本年4月1日からスタートするという「タイトル」とイラストを挟み、その下の部分には、この策定委員会でも、多くの検討をいただいた、本条例のエッセンスを謳った「前文」を記載してある。

次に、見開きの部分であるが、こちらの構成としては、まず下の方に「条例制定の背景」として、「社

会情勢の変化」と「地方分権改革」という二つの大きな流れを汲み、いま「自治基本条例」が必要となっていることの解説を設けている。

また、本条例の策定において、今まで基にしてきた自治基本条例の定義、そして最高規範性についても記載をしている。

次に、その上の部分であるが「自治の担い手」である町民、町議会、町をイラストとともに、大きく円で図式化をして、その役割や責務を条文に沿った形で、円の中に記載してある。また、町民の範囲については、これもまた、策定委員会でも多々ご検討をいただいたが、町民のイラストの横に記載をしている。

それから、円の中心には、この三者が自治を進めていくうえで基本とする考え方である「自治の基本理念」、それから矢印の下部分には、これを踏まえた、つまり理念を具現化するための「自治の基本原則」を記載している。

ここで今一度、表紙の前文を確認していただきたい。3段落目になるが、今後我々は、箱根町を「今まで以上に住んで良いまち、訪れて良いまち」にしていかなければならないわけであり、そのためには、見開きの部分で確認をしたように、町民、町議会、町が、基本理念と原則のもとに、それぞれの役割と責務を果たすとともに、より一層関係を深め、協力してまちづくりを行う必要があるということが記されている。

以上のように、前文と見開きの部分で、この条例の核となる部分については、解説ができる形になっている。

それでは、最後に裏のページをご覧いただきたい。そこには、本条例の全体像を俯瞰するため、条例の体系図を載せてある。

リーフレットの方としては以上であるが、懇談会等で実際に町民の方へ説明をする場合には、これに別途、条例の本文も加えて、「国際観光地」等の特長的な規定については、解説していくつもりでいる。

- 委員長 それでは、気が付いた点などがあれば、ご意見を
いただきたい。
- 委員 このリーフレットは、19回にわたる会議に出席し
た我々は理解できるが、初めて見る人のうち、何割
が理解できるだろうか。行政用語などの難しい語句
は見直しをしたい。
- 委員長 特に気になるところはどこか。
- 委員 全体的に若年層でも理解できるかが疑問である。
- 事務局 確かに説明がないと分かり難いかもしれないが、
平易にするにも限界がある。一番伝えたい「町民・
町議会・町による協働のまちづくり」を図式化し、
説明を入れると資料のようになる。
- 委員 確かに言葉を簡単にすると重みもなくなるかもし
れない。
- 企画課長 条例の説明会では、きちんとした解説をする。皆
さんから見て、特にわかりづらい言葉・表現等をご
指摘いただきたい。
- 委員長 確かに今のままでは少しとっつきにくい。「条例制
定の背景」の部分が難しいのではないか。皆さんに
理解してもらうなら、理屈でなく、感覚としてつか
めるようにした方が良さそう。「社会情勢の変化」
と「地方分権改革」は、一言で表すなどしてはどう
だろうか。
- 委員 「国から地方へ」だから、この条例が必要という
くらいで良いのではないか。国がこう、地方がこう、
だからルールを決めようということを示せば良いと
思う。しかし全くわからない人ばかりでもないだろ
うから、しっかりとした説明はやはり必要である。

- 委員長 なぜ自治基本条例をつくるかという説明を入れながら、簡単な図解でも良いかもしれない。
- 委員 全部でなくても、ある程度わかってもらえば良いのではないだろうか。主人公は町民で、町民とはどういうものか、自治体のことは自分たちの責任、これが基本である。図自体は簡略化しても良いと思う。
- 委員 レイアウトはきれいだと思う。「条例の策定」、「自己決定・自己責任」といった言葉だけをアピールするのも良いのではないか。
- 委員 社会情勢の変化等は説明が重いかと思う。もっと簡単な言葉と、図と矢印等で表すなどが良いのではないか。
- 委員長 もっと平易に、パッとみても流れのわかる図と、補足説明くらいで良いのではないか。
- 事務局 内容的には現在のようなものを保ちたい。説明書きを簡略化するというところでどうだろうか。
- 企画課長 難しくても書かなくてはいけない内容というのはある。表記が役所的な表現になっているのを、言葉を変えてレイアウトをやわらかくするだけでも違うのではないだろうか。
- また、説明会の時には、もちろん詳細な説明をするので、基本形はこのままに、文言などで難しいところをご指摘いただき、平たくする方法で進めたいと思う。
- 委員長 では皆さん、言葉や表現で具体的にわかりづらい部分をご指摘いただきたい。
- 委員 言葉自体というより、例えば地域の実情というのはどんなものかの内容説明がなければわからない。
- 企画課長 具体的にできるものはやっていきたい。

- 委員 町民は、条例が制定されたことによって変わる部分を知りたいのだと思う。
- 委員 我々も初期段階では色々な意見がでた。そういうものを反映してはどうか。
- 企画課長 条例制定の背景を踏まえつつ、今後を示したいと思う。説明会では、特にこのあたりを盛り込むとして、皆さんにはお知恵を拝借したい。
- 委員 このリーフレットで全てを理解してもらうのは難しいだろう。
- 企画課長 これで全て理解いただくのは無理なので、やはり詳細は説明会で行っていきたい。
- 委員長 条例制定の背景はもちろんだが、それを説明しようとするから難しくなる。言葉をうまく取り出し、アピールする部分だけ前面に出してはどうか。なぜ条例をつくったかを全て理解とまでいかなくても、認識してもらえたら良いのではないだろうか。
説明会があることを前提にすると、現在のような内容になる。全戸配布したとき、わかりやすいかどうかとなると簡略化したものが良いのではないかという提案をしたい。
- 促進役 確かに住民の方々が、隅から隅まで読まれるかはわからない。自治基本条例が始まる、そこまでも良いかもしれない。
- 委員 条例制定の背景はやはり知っていただきたいところだと思う。これは大切なことなので、一つひとつがわかるような書き方で、文章を箇条書きにしてはどうだろうか。
- 企画課長 条例制定の背景をもう少し整理し、簡単かつ印象の強いものにして、町民によってつくられたものであることを入れることでいかがだろうか。

- 委員長 文章よりも、余計な贅肉をそぎ落とした箇条書きなら読みやすい。「町（行政）」、「議会」などの説明もわかりづらいので箇条書きにすれば良い。
- 副委員長 内容は十分なので、読んでみようと惹き付ける工夫が欲しい。条例制定の背景は必要。レイアウトとしては矢印を太く、文字を大きくする。1人でも多くの方に見ていただくには、それが基本だと思う。
- 事務局 では説明を簡略化し、全体的に見やすいレイアウトにするという方向でよいだろうか。
- 委員長 あくまでリクエストという形で受け止めてほしい。

3 フォーラム等の実施について

- 委員長 続いて、議題2「フォーラム等の実施」について事務局から説明いただきたい。
- 事務局 まずは、前回の策定委員会での検討結果から確認をしていきたいと思う。
- このフォーラム等については、実施をするにしても、まずは、先ほどご検討をいただいたリーフレット等を全戸配布するなりして、意識付けを行ってから、実施すべきであるとの結論であった。
- そこで、本日はリーフレットの案を提示させていただき、先ほどご検討いただいたわけであるが、内容を精査して、回覧を通じ、全戸配布をしていきたいと考えている。
- そして、肝心のフォーラムの方だが、前回の会議でご提案をさせていただいたとおり、一昨年度に策定委員会が発足した日には、キックオフ的な「まちづくり講演会」、そしてまた昨年度は、皆さまの多大なるご尽力のもと「中間フォーラム」を成功させているので、最後となる本年度は「完成フォーラム」を開催して、条例施行に臨みたいというのが、事務局案であった。

しかしながら、その後、委員長や副委員長を中心に、要は「今まで様々な手法で周知をしても、なかなか一般町民が集まらない自治基本条例という議題に対して、今一度、形ばかりのフォーラムを実施することに、どれ程の意味があるのか？」という趣旨のご指摘をいただいた。

そのため、事務局の方で再度検討を重ねた結果、ご指摘の内容の妥当性、それから、予算や時間もなくなってしまっている現状を考えると、何か他の方法での直接的な町民周知をしていく必要があるとの結論に達した。

そこで、代替案として考えたものが、各地域を回る「まちづくり懇談会」を実施して、周知を図っていこうとするものである。

なお、説明は、我々事務局の方でリーフレットに基づき行う。そして、策定委員の皆さんには、無理のない範囲で参加をいただいて、これまでの策定の経緯を踏まえ、本条例に則った今後のまちづくりについて、ご助言をいただきたいと思っている。

委員長 本来はフォーラムという形をとりたかったわけだが、形に固執するよりは、地道に地域をまわる「まちづくり懇談会」で説明会を行った方が良いだろう。また、町民の関心の高い、他の案件と抱き合わせで行ってはどうか。

企画課長 財政計画や景観などといった説明会と一緒にするのが良いと考える。

委員 学校跡地など集まりやすい会合と一緒に行っていただくと集客も望める。

委員長 基本的には事務局で説明をしてもらい、策定委員は必要に応じてフォローすることとしたい。

企画課長 「まちづくり懇談会」として、他の議題と抱き合わせで行い、改めて周知していきたいと思う。

4 その他

- 委員長 他に何かあればお願いしたい。
- 事務局 まちづくり懇談会の日程が決定したら、改めてお知らせさせていただきます。
- 促進役 条例が形になったことから、私たちの役割は終わるが、ここからがスタートであり、これから先も町民の一人として、またリーダーとして、これからも箱根町をより良いものに築いていってほしいと思う。3年間どうもありがとうございました。
- 副委員長 皆様ご苦労様でした。
色々な団体の長として、あるいは代表として様々な意見を述べてきたが、おそらくこの団体のメンバーを集約した話がある程度できたのではと感じている。
最後になるが、先ほどの周知方法は、非常に分かりづらく、また関わりにくいものをどうしたら良いか難しいところである。正直なところ、私たちは意見を言うだけで終わってしまい申し訳ないのだが、後は事務局に委ねるしかないのでもよろしくお願ひしたい。どうも長い間ありがとうございました。
- 企画課長 私の方からは、町長に代わり、皆様方のご尽力によって予定通り条例ができたということへの御礼である。本当にありがとうございました。
- 委員長 それでは、第19回（仮称）箱根町住民自治基本条例策定委員会を閉会する。